

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	呉市

呉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	呉市産業部農林水産課
所在地	広島県呉市中央4丁目1-6
電話番号	(0823)25-3338
FAX番号	(0823)25-7592
メールアドレス	nourinsui@city.kure.lg.jp

1 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，タヌキ，サル，ニホンジカ，ヌートリア，イタチ，テン，アナグマ，ハクビシン，アライグマ，カラス，ヒヨドリ，カワウ
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	呉市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 28 年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値(被害額・被害面積)
イノシシ	水 稲	5,019 千円 (513a)
	豆 類	7 千円 (5a)
	果 樹 (みかん・デコポン等)	44,949 千円 (1,572a)
	野 菜 (かぼちゃ・すいか等)	10,761 千円 (196a)
	いも類	4,940 千円 (236a)
	その他	320 千円 (3a)
タヌキ	水 稲	11 千円 (1a)
	果 樹 (みかん・いちじく等)	1,045 千円 (37a)
	野 菜 (きゅうり等)	329 千円 (12a)
	いも類	369 千円 (18a)
サル	水 稲	2 千円 (1a)
	豆 類	1 千円 (1a)
	野 菜 (スイートコーン・すいか等)	189 千円 (11a)
	いも類	72 千円 (3a)
ニホンジカ	水 稲	9 千円 (1a)
	豆 類	8 千円 (6a)
	果 樹 (みかん・びわ等)	233 千円 (8a)
	野 菜 (かぼちゃ・だいこん等)	18 千円 (2a)
	いも類	43 千円 (2a)
ヌートリア	水 稲	2 千円 (1a)
	野 菜 (えだまめ・スイートコーン等)	540 千円 (6a)
イタチ テン アナグマ	野 菜	(把握していないが，被害実態があり，今後の被害拡充が懸念される。)
ハクビシン アライグマ	果 樹 野 菜	(把握していないが，被害実態があり，今後の被害拡充が懸念される。)

カラス	豆 類	6 千円	(3a)
	果 樹 (みかん・いちじく等)	5,312 千円	(152a)
	野 菜 (かぼちゃ・すいか等)	4,847 千円	(30a)
	いも類	23 千円	(1a)
ヒヨドリ	果 樹 (みかん・デコポン等)	4,320 千円	(149a)
	野 菜 (きゃべつ・ねぎ等)	3,679 千円	(79a)
カワウ	魚 類	21,901 千円	—

(大崎上島町及び愛媛県今治市の出作地の被害を含む。)

(2) 被害の傾向

- ① イノシシ (被害時期：年間，発生場所：市内全域の田・畑・果樹園・市街地)
昭和 50 年頃から野呂山系で被害が発生し，10 年位前から市内全域に被害が広がり，主に島しょ部で被害が多く発生している。
水稲，豆類，果樹，野菜，いも類などの農産物全般に大きな被害を与えている。また，畦畔，ゲシの掘り起こし等の損壊の被害も発生している。
一方，市街地においては，家庭菜園，空き地等を掘り返しによる生活環境の被害も発生している。
- ② タヌキ (被害時期：年間，発生場所：市内全域の畑・果樹園・市街地)
水稲，果樹，野菜，いも類等の農産物に被害を与えている。また，家屋侵入による生活環境の被害も発生している。
- ③ サル (被害時期：随時，発生場所：音戸町・倉橋町の地域の畑・果樹園)
目撃情報は単独のサルで，はぐれザルと思われる。小規模ながら果樹，野菜等の農産物に被害を与えている。
- ④ ニホンジカ (被害時期：年間，発生場所：川尻町・安浦町の田・畑・果樹園)
数年前から安浦町，川尻町で被害が発生し，野呂山，仁方町及び郷原町付近で目撃情報がある。水稲，果樹，野菜の農産物に被害を与えている。
- ⑤ ヌートリア (被害時期：春から秋，発生場所：市内全域の田・畑)
数年前から昭和地区，広地区で被害が発生し，市街地での目撃情報もある。水稲，野菜，いも類等の農産物に被害を与えている。
- ⑥ イタチ，テン，アナグマ (被害時期：年間，発生場所：市内全域の畑・市街地)
小動物 (種類不明) が市内全域の畑に出没している。小規模ながら野菜等の農産物に被害を与えている。また，家屋侵入による生活環境の被害も発生している。
- ⑦ ハクビシン (被害時期：年間，発生場所：市内全域の畑・果樹園)
目撃情報はあるものの，加害獣としての特定はできていないが，果樹，野菜の農産物に被害を与える可能性がある。
- ⑧ アライグマ (被害時期：年間，発生場所：広地区・蒲刈町の田・畑・果樹園)
平成 21 年度頃から目撃情報があるが，加害獣としての特定はできていない。果樹，野菜の農産物に被害を与える可能性がある。

- ⑨ カラス（被害時期：年間，発生場所：市内全域の畑・果樹園）
果樹，野菜，いも類等の農産物に被害を与えている。
- ⑩ ヒヨドリ（被害時期：年間，発生場所；市内全域の田・畑・果樹園）
水稻，果樹，野菜等の農産物に被害を与えている。
- ⑪ カワウ（被害時期：年間，発生場所：沿岸部全域）
数年前から島しょ部で被害が発生し，目撃情報も増えている。魚類などの水産物への被害を与えている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（28年度）	目標値（32年度）約35%減
イノシシ	65,996千円 (2,525a)	42,897千円 (1,641a)
タヌキ	1,754千円 (68a)	1,140千円 (44a)
サル	264千円 (16a)	172千円 (10a)
ニホンジカ	311千円 (19a)	202千円 (12a)
ヌートリア	542千円 (7a)	352千円 (5a)
イタチ, テン, アナグマ, ハクビシン, アライグマ	—	—
カラス	10,188千円 (186a)	6,622千円 (120a)
ヒヨドリ	7,999千円 (228a)	5,199千円 (148a)
カワウ	21,901千円 —	14,236千円 —

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲に対する報償及び囲いわなと箱わなを市が免許取得者等に貸与して捕獲している。 捕獲班を組織し，止めさし業務や銃器，箱わな，くくりわなによる捕獲業務を委託している。また，小型箱わなを捕獲班 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲班の銃器による捕獲は，使用の規制が厳しくなっている。 囲いわな，箱わなの管理者，捕獲班の高齢化も進んでいる。

	<p>に貸与して捕獲している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許取得者に対する助成制度を設けて、捕獲の担い手育成を図っている。 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害を未然に防止するため、農地への電気柵、金網柵、防鳥網、トタン柵等の防護柵の設置に要する経費の一部を助成している。また、国の補助による大規模防護柵の貸与事業を実施している。 被害防止啓発パンフレットを作成し配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 休耕作地、廃果樹園の管理 耕作者の高齢化

(5) 今後の取組方針

被害の大部分を占めるイノシシ及びニホンジカの被害防止対策は、市民への広報と防護柵への補助及び捕獲による個体数の調整を中心に実施するとともに、捕獲の担い手の高齢化に対応するため、ICTを活用した効率的かつ効果的な捕獲に取り組むことで、捕獲活動の省力化を進める。

カラス、ヒヨドリ及びサルは、防御及び追い払いを中心に実施していく。

タヌキ、イタチ、テン、アナグマ、ハクビシン、ヌートリア及びアライグマについては、小型箱わなによる捕獲を実施していく。

外来種であるヌートリア、アライグマについては、外来生物法に基づき適正に処理をする。

カワウについては、被害要望に応じて捕獲を実施していく。

有害鳥獣の生態状況調査を関係機関と連携して行い、総合的かつ効果的に被害防止施策を実施する。また、広報や有識者による講演会及び捕獲講習会等を開催し、市民の自衛意識の向上と被害防止対策への積極的な参加を促す。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 狩猟による捕獲
- ・ 農業従事者等被害者自らによる有害鳥獣捕獲
- ・ 免許取得者の協力による有害鳥獣捕獲
- ・ 市が編成（広島県猟友会呉支部長の推薦があり呉市有害鳥獣捕獲協議会で承認されたもので編成）した有害鳥獣捕獲班による捕獲（1班；約40名体制）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30 年度	イノシシ タヌキ サル ニホンジカ ヌートリア イタチ テン アナグマ ハクビシン アライグマ カラス ヒヨドリ カワウ	イノシシについては、市全域へ計画的に箱わなを設置し、農業者を中心に積極的な捕獲を行う。また、囲いわな・箱わな管理者相互の情報交換会等、効率的な捕獲方法や管理方法について情報提供に努める。 ニホンジカは、安浦地区、川尻地区を中心に囲いわな及び箱わなを設置し、捕獲を行う。 その他の鳥獣については、被害状況に応じて小型箱わな等を設置し、呉市有害鳥獣捕獲班による捕獲を行い、その捕獲の結果を考慮して捕獲の取組を行う。 カワウは、被害要望に応じて捕獲の取組を行う。 また、捕獲の担い手の高齢化に対応するため、ICTを活用した効率的かつ効果的な捕獲に取り組む。
31 年度	同上	同上
32 年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画を踏まえ、被害状況や過去の捕獲頭数を勘案して数値を設定する。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ及びアナグマは、増加傾向にあると推測しており、積極的な捕獲を推進していく。</p> <p>タヌキ、イタチ、テン、ヌートリア、ハクビシン、アライグマは、農作物被害があれば捕獲していく。</p> <p>カワウに対しては、被害要望に応じて捕獲していく。</p> <p>【平成 28 年度実績】 イノシシ：2,613 頭、ニホンジカ：47 頭、アナグマ 3 頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30 年度	31 年度	32 年度
イノシシ	3,500 頭	3,500 頭	3,500 頭
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
サル	5 頭	5 頭	5 頭
ニホンジカ	100 頭	100 頭	100 頭
ヌートリア	50 頭	50 頭	50 頭
イタチ	10 頭	10 頭	10 頭

テン	10 頭	10 頭	10 頭
アナグマ	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
アライグマ	5 頭	5 頭	5 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
ヒヨドリ	20 羽	20 羽	20 羽
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲いわな、箱わなを中心に、捕獲を実施し、被害防止に努める。 ・ 有害鳥獣捕獲班員の狩猟技術、安全知識の向上に努める。 ・ 捕獲報償金制度を継続し、有害鳥獣捕獲班と地域との情報交換等を推進し、農業者等自らの捕獲技術や安全知識の向上を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に捕獲許可権限移譲済み）

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	防護施設の種類	30 年度	31 年度	32 年度
イノシシ、タヌキ、サル、ニホンジカ、ヌートリア、イタチ、テン、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ヒヨドリ	電気柵	45 カ所 10 km	45 カ所 10 km	45 カ所 10 km
	ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 防鳥網	15 km	15 km	15 km

(2) その他被害防止に関する取組

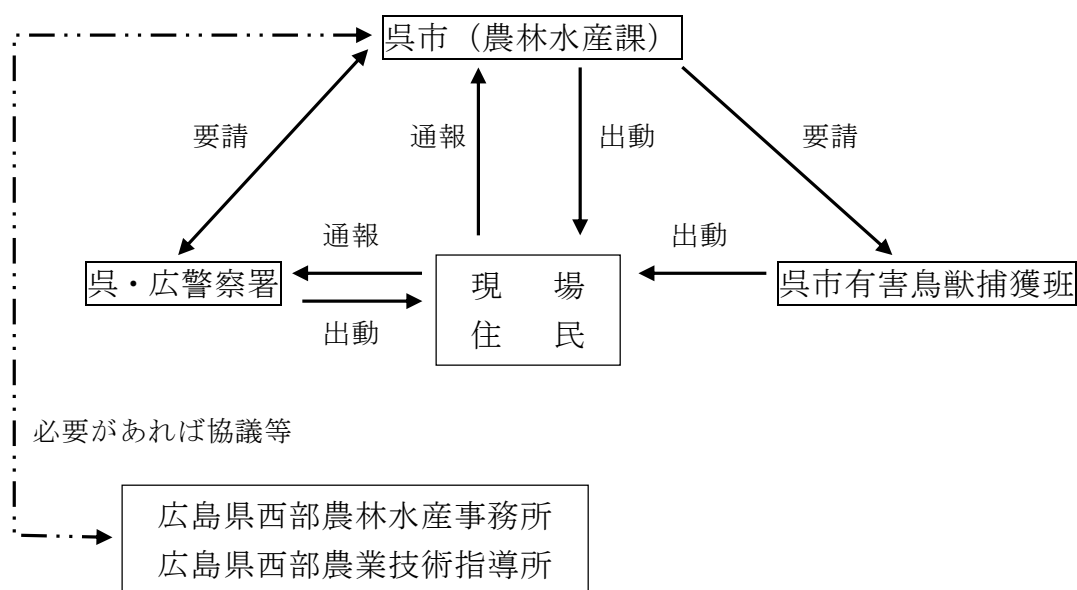
年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ タヌキ サル ニホンジカ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の調査及び対策指導 地域で取り組む被害防止対策への支援 追い払いによる取組
31年度	イタチ テン アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の調査及び対策指導 地域で取り組む被害防止対策への支援 追い払いによる取組
32年度	アライグマ カラス ヒヨドリ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の調査及び対策指導 地域で取り組む被害防止対策への支援 追い払いによる取組

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
呉市（農林水産課）	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安全確保 原則として、追い払い又は有害鳥獣申請・許可（生活被害防止）の上、捕獲班に捕獲を指示する。 捕獲方法について、警察及び捕獲班と現場で協議する。
広島県西部農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> 必要がある場合は協議をする。
広島県西部農業技術指導所	<ul style="list-style-type: none"> 必要がある場合は協議をする。
呉，広警察署	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安全確保と捕獲及び追い払い活動 捕獲方法について、呉市及び捕獲班と現場で協議する。
呉市有害鳥獣捕獲班	<ul style="list-style-type: none"> 追い払い又は捕獲等の対応が可能な捕獲班員を手配する。

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条及び同法施行規則第 19 条の規定により，鳥獣捕獲後の処理については，原則として風雨等により捕獲物が容易に露出しない程度で生態系に影響しないような適正な方法で埋設処分する。

また，捕獲班の鳥獣捕獲後の処理については，焼却処理ができるものとする。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ肉の利用については，食品衛生法に基づき一部食肉処理を実施している。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	呉市有害鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
呉市産業部農林水産課	協議会事務局，市鳥獣行政担当課	
呉市有害鳥獣捕獲班	鳥獣被害対策の実施	

呉市農業委員会，呉市農区長代表者会	被害情報の収集及び調査，事業の推進
呉，芸南，広島ゆたか農業協同組合	被害情報の収集及び調査，事業の推進
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態の情報提供
尾三地方森林組合，広島県森連	被害情報の収集及び調査，事業の推進
呉漁業協同組合連絡協議会	被害情報の収集及び調査，事業の推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県西部農林水産事務所	鳥獣被害対策のアドバイス
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害対策のアドバイス
広島市，東広島市，熊野町，坂町， 江田島市，大崎上島町，今治市	鳥獣に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>有害鳥獣の捕獲，侵入防止柵の設置等鳥獣被害防止施策を適切に実施するため，市職員を隊員とする鳥獣被害対策実施隊を平成 24 年 1 月 4 日に設置。</p> <p>隊員は，市職員 3 名，免許取得者は，わな猟免許 3 名。</p> <p>有害鳥獣の生態調査，被害調査，広報・啓発及び住民からの相談・指導等を実施する。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のため，呉市有害鳥獣被害防止対策協議会において，協議検討する。</p>
--

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>特になし。</p>
